

寒川町告示第 5 0 号

寒川町自転車等の放置防止に関する条例（平成 2 5 年寒川町条例第 2 6 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、移動した自転車等の措置について次のとおり告示します。

令和 8 年 5 月 7 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 移動理由

寒川町自転車等の放置防止に関する条例第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 2 項の規定により、自転車等を移動し、保管しています。

2 移動年月日

令和 8 年 1 月 8 日から 令和 8 年 3 月 1 9 日まで

3 保管場所の名称及び位置

寒川町放置自転車等保管場所 寒川町宮山 2 5 3 2

4 保管期間

告示の日から起算して 2 箇月間

5 引取り方法

(1) 移動した自転車等は、町役場から離れた場所で保管しているため町民部町民安全課へ事前連絡し日程調整後、町民部町民安全課で手続きをした後、寒川町放置自転車等保管場所（寒川町宮山 2 5 3 2）で引き取ることができます。

(2) 引取りができる日時

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日及び同月 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。）の午前 9 時から午後 3 時 3 0 分まで

(3) 自転車等の鍵その他利用者等であることを明らかにするものを提示してください。

(4) 引取り料金

自転車 1 台につき 2, 0 0 0 円、原動機付自転車 1 台につき 4, 0 0 0 円

6 保管期間経過後の自転車等の措置

移動した自転車等は、保管期間が経過し、引取りのない場合は、処分します。

7 問い合わせ先

寒川町町民部町民安全課 防犯・交通安全担当

ダイヤルイン番号 0 4 6 7 - 3 7 - 3 5 5 6